

特別養護老人ホームとちの木荘

ユニット型指定介護老人福祉施設運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部栃木県済生会が開設する特別養護老人ホームとちの木荘（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定介護老人福祉施設の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員並びに介護職員及び看護職員等（以下「従事者」という。）が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正なユニット型介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所におけるユニット型指定介護老人福祉施設の事業は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホームとちの木荘
- 2 所在地 宇都宮市徳次郎町2479-1

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

施設長は、所長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名以上

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。

(4) 介護及び看護職員、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

介護職員 34名以上

看護職員 6名以上

介護及び看護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(6) 介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(7) 事務員 必要数

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

(8) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士及び栄養士の職務は、献立作成・栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(9) 調理員 外部業者委託

適正な調理業務を行う。

(入居定員)

第5条 事業所のユニット型指定介護老人福祉施設の入居定員は、100名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ユニット数 11ユニット

(2) ユニットごとの入居定員 9名定員 10ユニット

10名定員 1ユニット

3 事業所は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

(入居者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 事業所を行う施設サービスの内容は次のとおりとします。

(1) 食事、入浴、排泄等の介護

(2) 食事の提供

(3) 栄養管理

(4) 口腔衛生の管理

(5) 機能訓練

(6) 健康管理

(7) 重度化に伴う医療・介護の連携体制の確保

(8) 終末期の生活支援

(9) 相談及び援助

(10) 社会生活上の便宜の供与

2 ユニット型指定介護老人福祉施設の利用料の額は、

(1) 法定代理受領サービスの該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

(2) 指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された自己負担割合に応じた額とする。

3 施設は前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 居住費及び食費

(2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供に係る費用

(3) 特別な食事の提供を行った場合の費用

(4) 理美容代

(5) 前号に掲げるものの他、サービス提供において供与される便宜のうち、日常生活において通常必要とされる費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められる費用。

4 前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者

又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得なければならない。尚、利用料及びその他の費用の額の詳細については、契約書及び重要事項説明書に記載するものとする。

- 5 介護給付費体系の変更があった場合、事業所はサービスの利用料金を変更できるものとします。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 事業所は、入居者が施設サービスの提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、入居者又は家族に対して説明をします。

- (1) ユニット型指定介護老人福祉施設契約書等の遵守について
- (2) 施設生活上の留意事項について
- (3) 健康管理等について
- (4) 重度化に伴う医療・介護の連携及び終末期支援について
- (5) 機能回復訓練器具等の施設器具の利用方法について
- (6) 苦情相談窓口と利用方法について
- (7) 緊急時の対応について

(緊急時における対応方法)

第8条 事業所の従事者は、施設サービスの実施中に、入居者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は主治医に連絡すると等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

- 2 施設サービスの提供により事故が発生した場合は、入居者の家族、入居者の所在する市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- 3 入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、非常災害対策に関し必要な事項を定め、避難、救出その他の訓練の実施にあたっては、地域住民との連携体制を確保した具体的計画を策定し、毎年度定期的に避難・救出及び消火訓練等を実施します。

(苦情処理)

- 第10条** 施設サービスの提供に係る入居者からの苦情に適切に対応するために必要な措置を講じるものとします。
- 2 事業所は、提供した施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 3 事業所は、提供した施設サービスに係る入居者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(個人情報保護)

- 第11条** 事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- 2 事業所が得た入居者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じ入居者又はその代理人の了解を得るものとします。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条** 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束に関する事項)

第13条 事業所は、施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置する。

(2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録する。

(3) 利用者又はその家族等に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備します。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、施設において又は、衛生上必要な措置を講じます。

3 事業所は、感染症を予防し、蔓延しないよう必要な措置を講じます。

4 事業所は、第6条(6)において、褥瘡防止の対策を講じ適切な対応をします。

5 事業所は、事故発生の予防のため、また、発生時には再発の防止に必要な措置を講じます。

6 認知症等により、入居者本人又は他の入居者等の心身及び生命を保護するなど、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合があります。

ただし、身体拘束が必要な場合は、入居者及び家族に状況を説明し、同意を得てから行い、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

7 事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の実効性を高め、入居者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止のた

めに必要な措置を講じます。

- 8 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入居者が継続して施設サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し必要な対策を講じます。
- 9 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金出納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、サービスの完結の日から最低2年間は保存するものとします。
- 10 従事者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持します。
- 11 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。
- 12 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部栃木県済生会と、事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年 1月 1日から施行する。

平成17年10月 1日から施行する。

平成18年 4月 1日から施行する。

平成19年 5月 1日から施行する。

平成20年 1月 7日から施行する。

平成23年11月 1日から施行する。

平成25年 2月11日から施行する。

平成29年 4月 1日から施行する。

令和 3年 4月 1日から施行する。

令和 6年 4月 1日から施行する。